

平成八年九月環境庁告示第五十五号（水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づく環境大臣が定める測定方法）の一部を改正する件 新旧対照条文

○平成八年九月環境庁告示第五十五号（水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づく環境大臣が定める測定方法）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正		現行	
別表	別表	有害物質の種類	有害物質の種類
測定方法	測定方法	測定方法	測定方法
(略)	(略)	(略)	(略)
砒素及びその化合物	規格K〇一〇二の六十一・二、六十一・三又は六十一・四に定める方法	砒素及びその化合物	規格K〇一〇二の六十一・二又は六十一・三に定める方法
(略)	(略)	(略)	(略)
セレン及びその化合物	規格K〇一〇二の六十七・二、六十七・三又は六十七・四に定める方法	セレン及びその化合物	規格K〇一〇二の六十七・二又は六十七・三に定める方法
ほう素及びその化合物	規格K〇一〇二の四十七・一、四十七・三又は四十七・四に定める方法	ほう素及びその化合物	規格K〇一〇二の四十七・一若しくは四十七・三に定める方法又は環境基準告示付表七に掲げる方法
ふっ素及びその化合物	規格K〇一〇二の三十四・一に定める方法又は規格K〇一〇二の三十四・一c)(注⑥第三文を除く。)に定める方法	ふっ素及びその化合物	規格K〇一〇二の三十四・一に定める方法又は環境基準告示付表六に掲げる方法
<p>(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表六に掲げる方法</p>			

略

略

略

略